

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

告 示

- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程 三六
- 県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程 三六
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 三六
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件 三六
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 三六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件三件 三六
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 三六
- 保安林の指定をする予定である件三件 三六
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件 三六
- 都市計画を変更した件五件 三六

公 告

- 特別保護地区の名称、区域、存続期間及び保護に関する指針の案について公告する件 三七
- 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の規定により公聴会を開催する件 三七
- 農業振興地域として指定する件の一部を変更する件二件 三七
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件 三七
- 浸水想定区域を指定した件 三六

告 示

福島県告示第四百五十一号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（平成二年福島県告示第千三百九十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表二十歳未満の項中「四、九四一円」を「五、一六六円」に、「二、九五七円」を「一、三、二〇七円」に改め、同表二十歳以上二十五歳未満の項中「五、四三六円」を「五、六九一元」に、「二、一、九五七円」を「一、三、二〇七円」に改め、同表二十五歳以上三十歳未満の項中「六、〇四九円」を「六、一九四円」に、「一、三、九八五円」を「一、四、四一〇円」に改め、同表三十歳以上三十五歳未満の項中「六、二七二円」を「六、五七四円」に、「一、六、六九六円」を「一、七、〇六七円」に改め、同表三十五歳以上四十歳未満の項中「六、六九三元」を「六、七八二元」に、「一、九、六八九円」を「一、九、四五七円」に改め、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「七、〇四九円」を「七、一三九円」に、「二、一、五〇五円」を「二、一、二五八円」に改め、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「七、〇九六円」を「七、二二二円」に、「二、一、八九八円」を「二、一、四四四円」に改め、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「六、九九四円」を「七、一〇九円」に、「二、五、一八九円」を「二、四、六二五円」に改め、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「六、五七〇円」を「六、六九八円」に、「二、五、三一九円」を「二、四、八六三元」に改め、同表六十歳以上六十五歳未満の項中「五、四七三元」を「五、六五一円」に、「二、一、〇三二円」を「二、一、二四五円」に改め、同表六十五歳以上七十歳未満の項中「三、九四〇円」を「三、九八〇円」に、「一、六、一一七円」を「一、五、八二七円」に改め、同表七十歳以上の項中「三、九四〇円」を「三、九八〇円」に、「二、一、九五七円」を「二、一、二〇七円」に改める。

附 則

1 この規程は、令和五年七月二十八日から施行する。

2 この規程（本則の表三十五歳以上四十歳未満の項中「一、九、六八九円」を「一、九、四五七円」に改める部分、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「二、一、五〇五円」を「二、一、二五八円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二、一、八九八円」を「二、一、四四四円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二、一、八九九円」を「二、一、四四四円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二、五、三一九円」を「二、四、八六三元」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一、六、一一七円」を「一、五、八二七円」に改める部分を除く。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害に係る年金たる補償及び

休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程（次項において「改正後の規程」という。）の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定に基づいて支給された補償は、改正後の規程の規定による補償の内払とみなす。

4 この規程（本則の表三十五歳以上四十歳未満の項中「一九、六八九円」を「一九、四五七円」に改める部分、同表四十歳以上四十五歳未満の項中「二一、五〇五円」を「二一、二五八円」に改める部分、同表四十五歳以上五十歳未満の項中「二二、八九八円」を「二二、四四四円」に改める部分、同表五十歳以上五十五歳未満の項中「二五、一八九円」を「二四、六二五円」に改める部分、同表五十五歳以上六十歳未満の項中「二五、三一九円」を「二四、八六三円」に改める部分及び同表六十五歳以上七十歳未満の項中「一六、一一七円」を「一五、八二七円」に改める部分に限る。）による改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員が公務災害に係る年金たる補償及び休業補償の補償基礎額の限度額を定める規程の規定は、令和五年七月二十八日以後の期間に係る年金たる補償及び同日以後に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額について適用し、同日前の期間に係る年金たる補償及び同日前に支給すべき事由が生じた休業補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第四百五十二号

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程の一部を改正する規程

県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を定める規程（平成八年福島県告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

本則の表常時介護を要する状態の項中「一七一、六五〇円」を「一七二、五五〇円」に、「七五、二九〇円」を「七七、八九〇円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「八五、七八〇円」を「八六、二八〇円」に、「三七、六〇〇円」を「三八、九〇〇円」に改める。

附 則

1 この規程は、令和五年七月二十八日から施行する。
2 改正後の県議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等に係る介護補償の金額を

定める規程の規定は、令和五年四月一日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。

（職員業務課福利厚生室）

福島県告示第四百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

名 称	所 在 地	廃止年月日
太陽薬局	河沼郡会津坂下町字古市乙一四五	令和五年六月三〇日
医療法人くすし会すずきクリニック	西白河郡矢吹町八幡町二六八一六	同日
さくら薬局新白河店	西白河郡西郷村字下前田東五一	同日

（社会福祉課）

福島県告示第四百五十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
渡邊 雅彦	伊達郡国見町大字高城字田中二	訪問マッサージ ジ大寿	伊達市梁川町南本町四六一	令和五年六月二七日

後藤 寿彦	伊達郡国見町 大字高城字山 居二一	訪問マッサー ジ大寿	伊達市梁川町南本町 四六一一	同日
-------	-------------------------	---------------	-------------------	----

(社会福祉課)

福島県告示第四百五十五号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和五年七月二十八日から同年十一月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業雇用政策課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
フェスタパワ― 福島県郡山市日和田町字南古館二十一番地の二ほか
- 二 変更しようとする事項
 - 1 大規模小売店舗の店舗面積の合計
(変更前) 一万三千五百四十四平方メートル
(変更後) 二千四百八十六平方メートル
 - 2 駐車場の位置及び収容台数
(変更前) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 七百十四台
(変更後) (一) 位置 別紙図面のとおり
 (二) 収容台数 二百五十台
 - 3 駐輪場の位置及び収容台数
(変更前) 四十五台
(変更後) 三十五台
 - 4 荷さばき施設の位置及び面積
(変更前) 六百六十二平方メートル
(変更後) 百七十六平方メートル
 - 5 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(変更前) 九十六立方メートル
(変更後) 二十八・一立方メートル
 - 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前) 午前十時から午後十時まで
(変更後) 午前九時から午後九時まで
 - 7 来客が駐車場を利用することができる時間帯

- (変更前) 午前九時三十分から午後十時三十分まで
(変更後) 午前八時三十分から午後九時三十分まで
- 三 変更しようとする年月日
1、2、3、4及び5 令和六年四月一日
6及び7 令和五年九月一日
- 四 届出年月日
令和五年七月十二日
- 五 届出をした者
株式会社日和田ショッピングモール
(「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十六号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年七月二十八日から同年八月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県南会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南会津町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ツルハドラッグ南会津田島店 福島県南会津郡南会津町田島字田島柳二十九番地一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により南会津町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十七号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年七月二十八日から同年八月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び猪苗代町商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
- 二 ツルハドラッグ猪苗代梨木店 福島県耶麻郡猪苗代町梨木西十一番地ほか
- 三 法第八条第一項の規定により猪苗代町から聴取した意見の概要
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十八号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和五年七月二十八日から同年八月二十八日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び福島市総務部総務課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
福島駅西口ショッピングセンター 福島県福島市公事田六番地七ほか五十筆
- 二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
1 変更後の駐車場の一部が隣接する建築物の敷地に含まれている可能性がありますので確認願います。
- 2 駐車場法に基づく届出の必要がある場合は交通政策課交通施設係へ協議すること。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第四百五十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定により、いわき市勿来地区土地改良区から令和五年六月二十九日付けで申請のあった定款の変更について、同年七月十九日認可した。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

(農村計画課)

福島県告示第四百六十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
双葉郡楡葉町大字前原字浜城三六の二、五五の二、五九の二、字東川原五四の一、五五の一、五六の一、五六の三、五七の一から五七の六まで、五八の一から五八の三まで、五九の一、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一の一、六一の二、六二から六四まで、六九の一、七〇の一、七〇の二、七二の一、七三の一、七五の二、七六の三、七六の四、七七の二、八〇の二、八一、字浜川田一三、一四、二二の一、二二の二、二三、四四の一、四四の三、四四の四、四四の五、四四の六、四五の一から四五の四まで、四六の一、四六の二、四七の一、四七の四、四七の五、四八の一、四八の四、四八の六、四九の四、五〇の七、五六の一、五七の一、五七の四、五八の一、五八の二、五九の一、五九の二、六〇の一、六〇の二、六一、六二の一から六二の三まで、六三、六四、六五の三から六五の五まで、六六の二、六七の二、七二の三、七二の四、七四の二、七五、字宿田七の七、七の七、一〇の二、一〇の三、一一の一、一一の二、一一の四、二〇の一、二二の一から二二の四まで、二二の二、二二の三、二二の五、二二の六、二二の七、二六の一から二六の三まで、二七、二七の二、二八の二、二八の三、二九の二、二九の三、三〇の一から三〇の五まで、三一の一、三一の二、三一の三、三一の四、三二の二、三二の三、三二の四、三七の一、三七の二、三八の一、三八の二、三八の三、三八の四、三八の五、四一、四二、四三、四四、四七から四七の四まで、字大川端二の四、二の五、三、四の一、四の二、四の六、五の一、五の四、七の三、一二の二
- 二 指定の目的
潮害の防備
- 三 指定実施要件
1 立木の伐採の方法
(一) 主伐は、択伐による。
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、楡葉町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び楡葉町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百六十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 保安林予定森林の所在場所

双葉郡浪江町大字請戸字北久保六五の二、七〇の七、七四の一、七五の一、七五の二、七六の一、七六の二、七七、七八、七九の一、七九の四、八〇、八〇の二、八〇の三、八一の一、九四の一、九四の二、九七の一、九七の四、九七の六、九七の七、一〇三から一〇六まで、一〇七の一から一〇七の三まで、字南久保一、二の一、二の二、三の一、三の二、四、七の一、二〇、二一、二五の一、字川原四から六まで、一〇の二、一一の一、一一の二、一二の一、一三の二、一三の五、一三の六、五九の三、六〇、六二、六五、六六、字大師堂二九、二一、二二の一、二三、二四の一、二四の二、二五、二六の二、二七の二、二八、二九の一、三〇の二、三二の二、三二の五、一、二六の一、一、二六の三、一三五の一、一三五の三、一四一の二、一四一の三

二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、浪江町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び浪江町役場に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百六十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 保安林予定森林の所在場所

- 南相馬市鹿島区南海老字北原一一の一、一一の一の二、一一の一の四、一一の一の五、一一の一の七、一一の一の八、一一の一の九、一一の一の二九まで、一一の一の二、一一の一の三、一一の一の四、一一の一の五、一一の一の六、一一の一の七、一一の一の八、一一の一の九、一一の一の二九まで、五三の一、五四の一、五四の二、字南町一七の一、一八の一、一九の一、二〇、二一の一、二二の一、二二の二、二三、二四の一、二五の一、三九から四三まで、四四の一、四五、四六、四七の一、四七の三、字釜前一の一、二から八まで、九の一、九の二、一〇の一、字福田一一の一、一二の一、一二の二

二 指定の目的
潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。)

(森林保全課)

福島県告示第四百六十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を下郷町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 所在の不明な者の氏名

- 五十嵐清次 星行雄 星与志造 星保男 五十嵐昭一 株式会社田島銀行 渡部喜代作 渡部彦七 小山倉重 佐藤定八 玉川孫吉 星文芳 佐藤孫作 高橋清太郎 星弥之吉 飯沼長藏 阿部勝太郎 玉川嘉一郎 星誠伍 佐藤義昭 佐藤亀太郎 佐藤善三郎 渡部鍋藏

二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件(令和五年農林水産省告示第六百十九号)によること。
- (森林保全課)

福島県告示第四百六十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県北都市計画を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

一 変更した事項

- 県北都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を変更した土地の区域

- 四 県北都市計画区域
縦覧に供する図書
- 三 計画書の写し
- 二 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第四百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県中都市計画を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更した事項
県中都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更した土地の区域
県中都市計画区域
- 三 縦覧に供する図書
計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県中建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第四百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津都市計画を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更した事項
会津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更した土地の区域
会津都市計画区域
- 三 縦覧に供する図書
計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

- 福島県告示第四百六十七号
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、県北都市計画を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。
- 令和五年七月二十八日
- 福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更した事項
区域区分
- 二 都市計画を変更した土地の区域
福島市のうち
大笹生字中平地内、字兔橋、字北鬼測、字台田、字柳町、字南鬼測、字森向、字北谷地、字宮、字宮ノ下、字白山、字寺田、字宮ノ前、字大畑、字五反田及び字館ノ西の各一部の区域
大笹生字塚田、字成田、字馬洗場、字金花山、字藤ノ町、字館ノ北及び字館ノ内の全部の区域
岡島字宮沢前、字長岬、字苦木立、字古屋館及び字那目利石山の各一部の区域
伊達市のうち
保原町大泉字道城場及び字大館の各一部の区域
伊達郡桑折町のうち
大字上郡字桑の一部の区域

- 三 縦覧に供する図書
総括図、計画図及び計画書の写し
- 四 縦覧場所
福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県県北建設事務所企画管理部企画調査課
(都市計画課)

福島県告示第四百六十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項で準用する同法第十八条第一項の規定により、会津都市計画を変更した。この変更に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 変更した事項
区域区分
- 二 都市計画を変更した土地の区域
会津若松市のうち
門田町大字黒岩字大窪乙、字大窪甲、字五社壇甲、字嬬竹ヶ丘の各一部の区域
河東町東長原字新長谷地の一部の区域

- 一 箕町大字亀賀字郷之原の一部の区域
 - 三 縦覧に供する図書
 - 三 総括図、計画図及び計画書の写し
 - 四 縦覧場所
- 福島県土木部都市総室都市計画課及び福島県会津若松建設事務所企画管理部企画調査課
- (都市計画課)

公 告

公告第百五十号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定に基づく特別保護地区を指定したので、同条第四項において準用する同法第二十八条第四項の規定により、当該特別保護地区の名称、区域、存続期間及び当該特別保護地区の保護に関する指針の案を次のとおり縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 特別保護地区の名称
 - 1 福良鳥獣保護区特別保護地区
 - 2 西郷鳥獣保護区特別保護地区
- 二 特別保護地区の区域
 - 1 福良鳥獣保護区特別保護地区
 - 郡山市湖南町字福良山七四一三番地の七、七四一三番地の五六二、七四一三番地の五六三及び七四一四番地の区域
 - 2 西郷鳥獣保護区特別保護地区
 - 西白河郡西郷村大字小田倉字谷津田地内における独立行政法人家畜改良センター所有地のうち、用地境界H〇一三三柱、傘石三角点及び用地境界三十七柱の交点を直線で結ぶ北側の区域
- 三 特別保護地区の存続期間
 - 1 福良鳥獣保護区特別保護地区
 - 令和五年十一月一日から令和十五年十月三十一日まで
 - 2 西郷鳥獣保護区特別保護地区
 - 令和五年十一月一日から令和二十五年十月三十一日まで
- 四 特別保護地区の保護に関する指針の案
 - 1 福良鳥獣保護区特別保護地区
 - (一) 特別保護地区の指定区分
 - 森林鳥獣生息地の保護区
 - (二) 特別保護地区の指定目的

鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、鳥獣が生息するうえで中核的な位置となっており、この地域を特別保護地区として指定することが望ましい。

(三) 管理方針

鳥獣の繁殖及び生息環境の維持・増進を図るため、狩猟及び森林の伐採を制限し、環境の維持に努める。

2 西郷鳥獣保護区特別保護地区

(一) 特別保護地区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(二) 特別保護地区の指定目的

当該地域は、独立行政法人家畜改良センターによる採草地が大半を占め、近年減少傾向が著しい草地環境が安定的に維持されている。こうした貴重な環境にヒバリやカッコウ及びトラツグミなど森林性鳥類を含む多くの鳥類の生息が確認されており、当該地域における草地環境及び鳥類の保全のために、森林鳥獣生息地として特別保護地区に指定するものである。

(三) 管理方針

当該地域が国立公園内にあることや独立行政法人家畜改良センターによって管理されていることから、関係機関と連携を図り、生息地を適切に管理する。

五 縦覧場所

1 福良鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県中地方振興局県民環境部県民生活課

2 西郷鳥獣保護区特別保護地区

福島県生活環境部環境共生総室自然保護課及び福島県南地方振興局県民環境部県民生活課

六 縦覧期間

令和五年七月二十八日から同年八月十日まで

(自然保護課)

公告第百五十一号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第四項において準用する同法第二十八条第六項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内 堀 雅 雄

日	時	場 所	案 件
令和五年八月十七日 午前九時三〇分		郡山市 福島県郡山合同庁舎 第	福良鳥獣保護区特別保護地区の指定について

令和五年八月二二日 午前一〇時	一会議室	白河市 福島県白河合同庁舎 三 〇三会議室	西郷鳥獣保護区特別保護地区の指定について
--------------------	------	-----------------------------	----------------------

(自然保護課)

公告第百五十二号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件（昭和四十五年公告第三百六十五号）の一部を次のように変更する。この変更に係る関係図面を福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

表会津若松市の項中三を次のように改める。

三 都市計画法による市街化区域（令和五年福島県告示第四百六十八号による変更後の市街化区域）

表伊達市の項中一を次のように改める。

一次に掲げる区域

1 都市計画法による市街化区域（令和五年福島県告示第四百六十七号による変更後の市街化区域）

2 市町の廃置分合の件（平成十七年総務省告示第八百五十三号。以下この項において「平成十七年告示」という。）による廃置分合前の伊達郡霊山町の区域のうち都市計画法による用途地域（平成七年霊山町告示第二十四号により定められた用途地域）

(農業担い手課)

公告第百五十三号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第七条第一項の規定に基づき、農業振興地域として指定する件（昭和四十六年公告第三百四十九号）の一部を次のように変更する。この変更に係る関係図面を福島県農林水産部農業支援総室農業担い手課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

表福島市の項中一を次のように改める。

一 都市計画法による市街化区域（令和五年福島県告示第四百六十七号による変更後の市街化区域）及び同告示第二号において都市計画を変更した土地の区域のうち次に掲げる区域

岡島字宮沢前、字長岬、字苦木立、字古屋館及び字那目利石山の各一部の区域
表伊達郡桑折町の項中一を次のように改める。

一 都市計画法による市街化区域（令和五年福島県告示第四百六十七号による変更後の市街化区域）

(農業担い手課)

公告第百五十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀 雅雄

土地改良区の名称
只見町土地改良区
退任した役員

役別	氏名	住所
理事	渡部 勇夫	南会津郡只見町大字小川字上村二二三二番地
理事	小沼 武夫	郡同 町大字黒谷字町四八八番地の三
理事	佐藤 好正	郡同 町大字福井字宮ノ前五二六番地
理事	新國 ゆかり	郡同 町大字只見字新町二二〇三番地の二
理事	五十嵐 定松	郡同 町大字福井字前田表八四番地の二
理事	佐藤 隆之	郡同 町大字福井字曲戸五五六番地の二
理事	八久保 国夫	郡同 町大字黒谷字篠田一三三三番地
理事	菅家 達朗	郡同 町大字熊倉字居平三四九番地
理事	目黒 良樹	郡同 町大字福井字仲町二六五番地の二
理事	星 粒一	郡同 町大字黒谷字沖一六九四番地の二
理事	矢澤 照嘉	郡同 町大字黒谷字沖一六九四番地の二
就任した役員		
理事	渡部 勇夫	南会津郡只見町大字小川字上村二二三二番地
理事	山内 喜伸	郡同 町大字梁取字沖一一九九番地
理事	菅家 三雄	郡同 町大字只見字雨堤一〇五四番地の二
理事	新國 ゆかり	郡同 町大字只見字新町二二〇三番地の二
理事	河原田 浩	郡同 町大字梁取字大田五四六番地
理事	馬場 由人	郡同 町大字梁取字沖一〇七七番地
理事	新國 和八	郡同 町大字只見字原六〇七番地の二
理事	新國 真也	郡同 町大字只見字沖一四一四番地
理事	小沼 一弘	郡同 町大字只見字原六七六番地の二
理事	山内 征久	郡同 町大字梁取字沖一一四一番地の二
監事	鈴木 厚	郡同 町大字只見字原七一四番地の二

(農村計画課)

公告第百五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称
会津東部土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 榊原 直男

同 高畑 孝

同 伊藤 富士江

同 穴澤 勇治

同 鈴木 芳

同 笠井 武彦

住所

河沼郡湯川村大字湊字村中甲一五二番地

会津若松市河東町倉橋字槻木一五三番地

市河東町郡山字金道二六番地

市河東町広田字六丁二二〇番地

河沼郡湯川村大字湊字道北乙一五番地

会津若松市中央三丁目九番二一五〇一号サンデュエル会津中央通り

同 外池 勝馬

同 鈴木 正喜

同 上林 久雄

同 渡邊 市雄

同 平塚 与八

同 伊海田 芳弘

同 佐藤 久智

同 佐藤 雅美

同 高橋 一浩

同 横山 正治

住所

河沼郡湯川村大字湊字村中甲一五二番地

会津若松市河東町倉橋字槻木一五三番地

市河東町郡山字金道二六番地

市河東町広田字六丁二二〇番地

市河東町大田原字堂島一四五番地

市河東町浅山字浅野一四五番地

市河東町浅山字古寄一三番地

市河東町熊野堂字櫓六三番地一

市河東町広野字冬木沢二一八番地

市河東町福島字西屋敷三三番地

同 渡部 孝男 市河東町南高野字南高野七六番地
同 菅沼 弘志 河沼郡湯川村大字湊字村中甲二八七番地
同 小林 忍 会津若松市一箕町大字鶴賀字船ヶ森北二七八番地
同 高橋 一浩 市河東町代田字代田七三番地
同 佐藤 雅美 市河東町東長原字原田八四番地
同 石田 明夫 市高野町平塚四二番地

(農村計画課)

公告第百五十六号

水防法（昭和二十四年法律第九十三号）第十四条第二項第三号の規定により、天神川に係る洪水浸水想定区域を指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を定めた。

この指定に係る図面は、福島県土木部河川港湾総室河川整備課及び福島県県中建設事務所企画管理部管理課に備え置いて閲覧に供する。

令和五年七月二十八日

福島県知事 内堀雅雄

(河川整備課)

